

札幌市動物管理センター 令和4年度 事業概要

（令和3年度統計）

札幌市 保健福祉局
保健所 動物管理センター

- 目 次 -

第1章 動物管理センターとは	1
1 組織・機構	1
2 施設概要	1
第2章 札幌市の動物愛護管理行政	2
1 札幌市動物愛護管理基本構想の策定	2
2 札幌市動物の愛護及び管理に関する条例の制定	2
3 札幌市動物愛護管理推進計画の策定	2
4 (仮称) 動物愛護センターの整備	3
5 動物愛護管理行政を推進する体制整備	3
(1) 札幌市動物愛護管理推進協議会	3
(2) 札幌市動物愛護推進員	3
(3) 各ボランティア制度	3
(4) 動物愛護管理の推進に関する市民団体登録	4
(5) 連携協定	4
第3章 業務内容	5
1 動物の愛護と管理に関する業務	5
(1) どうぶつあいご教室	5
(2) 愛犬といっしょの公園散歩講座	5
(3) 出前講座、施設見学	5
(4) 動物愛護団体との共催による動物愛護管理啓発事業	6
(5) 動物愛護週間事業	6
(6) 啓発資料の作成・配布等	7
(7) 市民相談対応	7
2 動物の引取り及び収容に関する業務	10
(1) 放れている犬の捕獲	10
(2) 所有者の判明しない犬又は猫の引取り	10
(3) 飼い主からの犬・猫の引取り	10
(4) 負傷又は疾病にかかった飼い主不明のペット(負傷動物)の収容・治療	10
(5) 犬・猫の収容及び返還・譲渡等の状況	11
(6) 動物情報交換支援事業(飼い主さがしノート)	13
(7) 災害対策	13

3 動物取扱業に関する業務	13
4 特定動物の飼養・保管許可に関する業務	14
5 人と動物の共通感染症等に関する業務	14
(1) 狂犬病予防業務	14
(2) エキノコックス症対策業務	16
6 その他の業務	16
(1) 死亡した動物の火葬	16
(2) マムシ対策業務	16

第4章 札幌市動物愛護管理推進計画の進捗状況..... 17

1 動物愛護精神の普及啓発に関する数値目標	17
(1) 動物愛護の精神が広まっていると思う人の割合	17
2 動物の適正管理・福祉向上に関する数値目標	17
(1) 犬の引取り数	17
(2) 猫の引取り数	18
(3) 犬による咬傷事故件数	18
(4) 犬に関する相談件数（不衛生）	18
(5) 犬に関する相談件数（放し飼い）	19
(6) 猫の苦情相談件数（不衛生、庭・畑荒らし）	19
3 動物愛護管理に関わる推進体制の整備に関する数値目標	19
(1) 犬の殺処分数	19
(2) 猫の収容中死亡数	19

第5章 資料..... 20

1 業務関係統計	20
2 施設概要	24
(1) 動物管理センター本所	24
(2) 動物管理センター支所	25
3 手数料等	26
(1) 札幌市証明等手数料条例	26
(2) 札幌市動物の愛護及び管理に関する条例	26
(3) 札幌市狂犬病予防法施行細則	26
(4) その他の収入	27
4 札幌市動物管理センターの歩み	28

第1章 動物管理センターとは

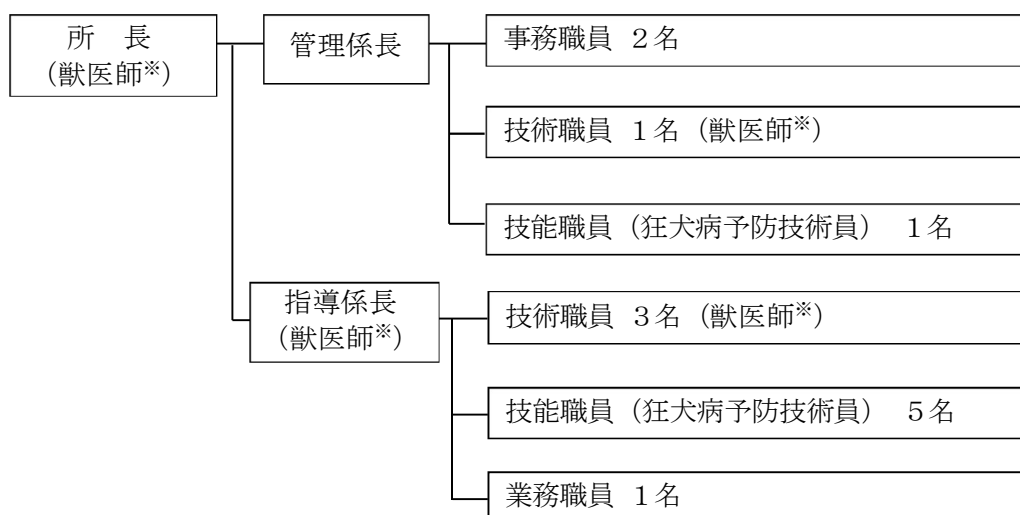
1 組織・機構

札幌市動物管理センター（以下「センター」という。）は、「人と動物が共生する社会の実現～人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ～」の実現を目標とし、『狂犬病予防法』『動物の愛護及び管理に関する法律』（以下「動物愛護管理法」という。）

『札幌市動物の愛護及び管理に関する条例』（以下「動物愛護管理条例」という。）等の法令に基づいて、業務を行っています。

組織・機構は以下のとおりで、職員は獣医師等の技術職員と動物の捕獲・収容を担当する技能職員を中心に構成されています。

札幌市保健福祉局 — 保健所 — 動物管理センター



- ・上記人数は現員数（令和4年4月時点）
- ※ 動物愛護担当職員 兼 狂犬病予防員
- ・獣医師及び技能職員は、それぞれ1名が福移支所勤務

2 施設概要

センターは、西区八軒にある本所と北区篠路町にある福移支所（以下「支所」という。）の二つの施設から成っています。

本所では、業務の管理、『狂犬病予防法』に基づく各種業務、『動物愛護管理法』に基づく動物愛護管理施策の立案、同法に定める動物取扱業にかかる登録及び監視指導、特定動物の飼養に関する許可及び監視指導、動物虐待等動物の不適正飼養に対する指導・取り締まりや動物の飼養に関する相談対応、動物の火葬受付等の業務を行っています。支所では、収容した犬・猫の管理、譲渡、火葬等の業務を行っています（第5章 2 施設概要）。

第2章 札幌市の動物愛護管理行政

1 札幌市動物愛護管理基本構想の策定

札幌市では、市の基本的な考え方や取り組みの方向性を示す『札幌市動物愛護管理基本構想』（以下「基本構想」という。）を平成27年（2015年）5月に策定しました。

『基本構想』では、「人と動物が共生する社会の実現」を目標に掲げ、市民が動物を命あるものとして尊重することや、犬と猫の殺処分を減らしていき、最終的になくすための施策を推進しています。

2 札幌市動物の愛護及び管理に関する条例の制定

平成28年（2016年）3月、『基本構想』に基づき、行政、市民、動物取扱業者及び動物関係団体の役割を明確にするとともに、『基本構想』の基本施策を盛り込んだ『動物愛護管理条例』を制定し、同年10月に施行しました。

『動物愛護管理条例』は、動物の飼い主の遵守事項を拡充・強化する等、市の現状に合った規定を設けています。

3 札幌市動物愛護管理推進計画の策定

平成30年4月、『基本構想』に掲げる「人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ」の実現に向けて、平成30年（2018年）度から令和9年（2027年）度までの10年間における実施計画として、『札幌市動物愛護管理推進計画』（以下「推進計画」という。）を策定しました。

この『推進計画』では、「動物愛護精神の涵養（かんよう）」、「動物の適正管理の推進」、「動物の福祉向上」を基本とした動物愛護管理に関する様々な取り組みを実施するとともに、センターのあり方についても検討しています。

4 （仮称）動物愛護センターの整備

目標の実現に向けて、「動物愛護・適正飼養に関する普及啓発の拠点機能の強化」や「保護収容動物の適切な管理と譲渡の推進」を図るため、（仮称）動物愛護センターを整備することとし、「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2019」の計画事業に位置付けています。

整備スケジュールについては、令和3年度末までに設計を終えたところであり、令和4年（2022年）度に着工、令和5年（2023年）度内のしゅん工及び供用開始を目指しています。

5 動物愛護管理行政を推進する体制整備

『推進計画』に基づく様々な取り組みを、市民や動物関係団体と連携・協働し、円滑に実施するための体制を整備しています。

（1）札幌市動物愛護管理推進協議会（平成28年（2016年）度設置）

『動物愛護管理条例』に基づき、動物の愛護及び管理に関する重要事項を審議する外部附属機関として「札幌市動物愛護推進協議会」を設置しています。

（2）札幌市動物愛護推進員（平成23年（2011年）度設置）

札幌市動物愛護推進員は『動物愛護管理法』に基づき札幌市から委嘱され、動物の愛護及び適正飼養の推進のため、知識や経験を生かし市内の各地域において積極的・自主的な活動を行っています。

（3）各ボランティア制度

ア 札幌市動物愛護ボランティア（平成30年（2018年）度設置）

市民と協働して『推進計画』で定める各取り組みを推進することを目的に、協力していただいているボランティアです。

パネル展等の啓発イベントの補助を行う「啓発」、どうぶつあいご教室等の子ども向け事業の補助を行う「教育」、収容動物のトリミング等を行う「ケア」の3つの区分があります。

イ 保護ボランティア（平成 25 年（2013 年）度設置）

センターに収容された犬・猫について、新たに飼いたい方への橋渡しをして
くれているボランティアです。

生まれた直後で自力採餌できない猫や、継続的なケアが必要な犬・猫の世話
をしていただき、その活動によって多くの犬・猫の命が繋がられています。

ウ 札幌市災害時動物救護ボランティア制度（平成 29 年（2017 年）度設置）

災害発生時に避難場所に同行避難したペットが必要とする物資の運搬や避
難所における動物の世話の支援を行うボランティアです。

実際に、平成 30 年（2018 年）の北海道胆振東部地震の際は、帰宅困難とな
った避難者のペットの一時預かりを、災害時動物救護ボランティアが行いまし
た。

(4) 動物愛護管理の推進に関する市民団体登録（平成 30 年（2018 年）度設置）

センターと連携・協働して動物愛護管理の推進に関する活動を行う市民団体を
登録する制度を設置しています。

動物愛護管理に関する普及啓発等を登録団体と協働で実施するほか、多頭飼育
問題等で連携して対応しています。

(5) 連携協定（平成 30 年（2018 年）度締結）

北海道大学大学院獣医学研究院獣医学部と相互に連携・協働し、それぞれの資
源・機能を効果的に活用し、動物に関する愛護管理・教育研究活動の拡充を図り、
もって動物の福祉の推進ならびにセンターと大学の機能の向上に寄与すること
を目的に連携協定を締結しています。

連携事業として、センター職員による講義や、学生の施設見学実習の受入れ、
大学におけるセンター収容動物の避妊・去勢手術、センター収容中に死亡したり、
路上等の公共の場所で死亡していた犬・猫の解剖検査などを行っています。

第3章 業務内容

1 動物の愛護と管理に関する業務

ペットに関する問題の解決には、飼い主がペットの飼養に関する正しい知識を持つことや飼い主としての社会的責任を自覚することが欠かせません。社会全体としても、動物の愛護や適正飼養への関心が高まっており、ペットについて正しい知識を学ぶ機会が求められています。

センターでは、『動物愛護管理法』に基づき、様々な取り組みにより普及啓発に努めています。令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部事業を中止・変更して実施しました。

(1) どうぶつあいご教室

幼児期の情操教育及び動物愛護精神の涵養（かんよう）等を目的とし、市内の保育園や幼稚園を対象に、身近な動物との接し方や命の大切さについて学ぶ「どうぶつあいご教室」を行っています（第5章 表16「どうぶつあいご教室、出前講座開催実績」）（令和3年度は一部を中止）。

(2) 愛犬といっしょの公園散歩講座

平成26年（2014年）度から、公園を利用する飼い主のマナー向上に向けた普及啓発を目的に、「愛犬といっしょの公園散歩講座」を公益社団法人公園緑化協会と共催しています（写真1「公園散歩講座の様子」）。



写真1 公園散歩講座の様子

(3) 出前講座、施設見学

出前講座では、町内会・学校等の団体を対象にペットの適正飼養や地域における動物との係わり方について学べる「動物愛護講習会～地域社会における動物愛護～」と、災害への備え方を学べる「ペットの災害対策～備えよういつも一緒にいたいから～」を開催しています。

また、小・中学生を主な対象として命の大切さや生き物への優しさ等を学べる「いのちの教室～人と動物が幸せに暮らせるまちをめざして～」を開催しています（第5章 表16「どうぶつあいご教室、出前講座開催実績」）。

また、獣医系大学やペット関連専門学校及び小・中学校等からの施設見学を受け入れています（第5章 表17「施設見学受入件数」）。

(4) 動物愛護団体との共催による動物愛護管理啓発事業

動物愛護団体と連携して、ペットの適正飼養やセンターの紹介、『動物愛護管理条例』の周知等を目的として、パネル展やセミナーを開催しています。

(5) 動物愛護週間事業

『動物愛護管理法』では、広く市民に動物の愛護と適正な飼養管理についての関心と理解を深めてもらうため、毎年9月20日から26日を「動物愛護週間」と定めており、普及啓発のための各種事業を実施しています。

ア 人とペットの暮らしひろば

動物愛護の精神及び適正飼養の普及啓発を図ることを目的として、一般社団法人札幌市小動物獣医師会、北海道と共催で「人とペットの暮らしひろば」を開催しています（令和3年度は中止、写真2「人とペットの暮らしひろば」）。

イ 小動物慰霊の日

センターで火葬されたペットのため「小動物慰霊の日」を支所で行っており、毎年、多くの市民にご参加いただいています（写真3「小動物慰霊の日の献花台」）。

ウ どうぶつの本の世界

市内の図書館と連携し、動物関係の本やポスター等を展示するコーナーを設置しています。



写真2 人とペットの暮らしひろば



写真3 小動物慰霊の日の献花台

(6) 啓発資料の作成・配布等

犬及び猫の適正飼養等の啓発資料を作成し、飼い方指導や各種の講習会、町内会の回覧、各イベント会場、施設見学の際に配布しています（図1「啓発資料の例」）。



図1 啓発資料の例

(7) 市民相談対応

ア 犬の適正飼養に関する普及啓発、指導

センターに寄せられる犬に関する相談の多くは、鳴き声、ふんの放置等の不衛生、放し飼いに関することです（表1「犬に関する相談件数」）。

センターでは、適正な犬の飼い方等について飼い主へ指導（第5章 表18「警告書による飼い主への指導件数」）を行っているほか、必要に応じ、市内全域のパトロールを実施しています。特に、公園や道路等、公共の場所においては、関係機関と協力して対応しています。

また、自治会や困っている市民に利用してもらえるよう犬の飼い主に注意を促すリーフレットや啓発プレート等の配布を行っています（図2「犬の啓発プレート」）。

表 1 犬に関する相談件数

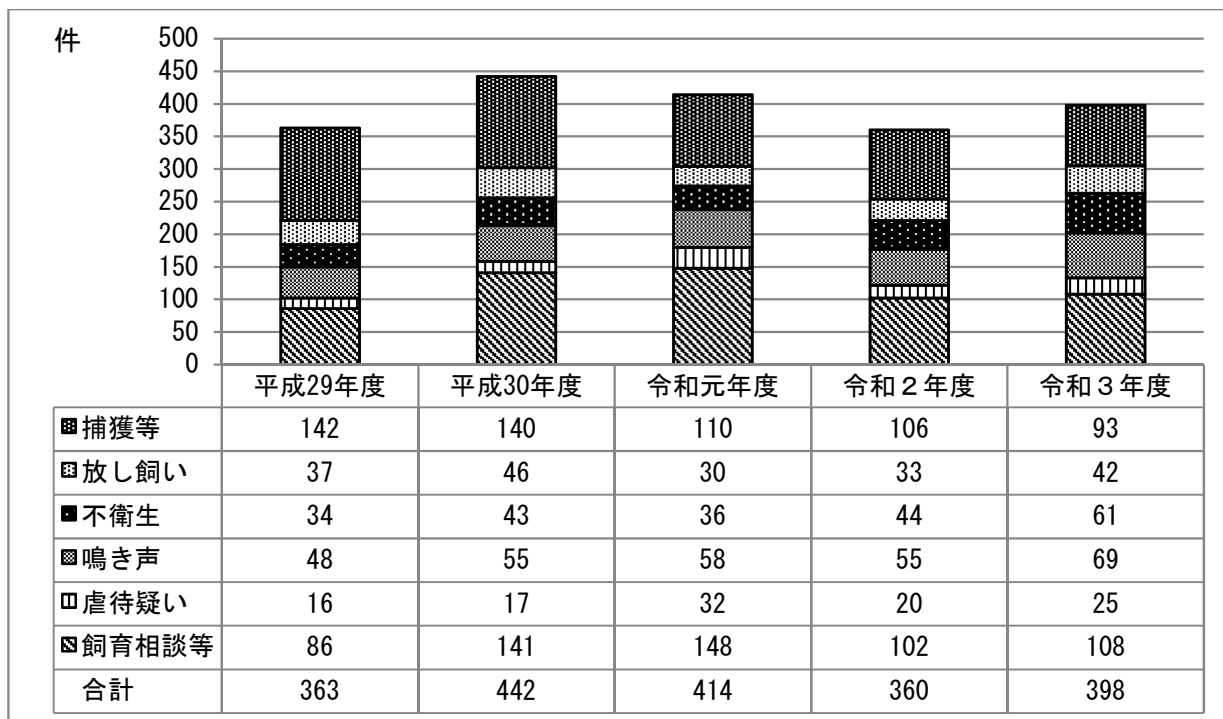


図 2 犬の啓発プレート
(平成 25 年度札幌市立大学デザイン学部制作)

イ 犬による咬傷事故の把握・再発防止

犬が人や他の動物を咬む事故（咬傷事故）が発生した場合、『動物愛護管理条例』により、加害犬の飼い主は事故の状況等について市長に届け出るとともに、その犬を獣医師に検診させ、狂犬病にかかっていないことを示す診断書を提出しなければなりません。

また、咬まれた方又は咬まれてしまった動物の飼い主も被害届を提出する必要があります。

センターでは、事故の経緯・原因等の聴取、飼い主に対する指導等を行い、咬傷事故の再発防止に努めるとともに、被害者には対応方法や診断結果について説明しています（第 5 章 表 19「咬傷事故探知件数」）。

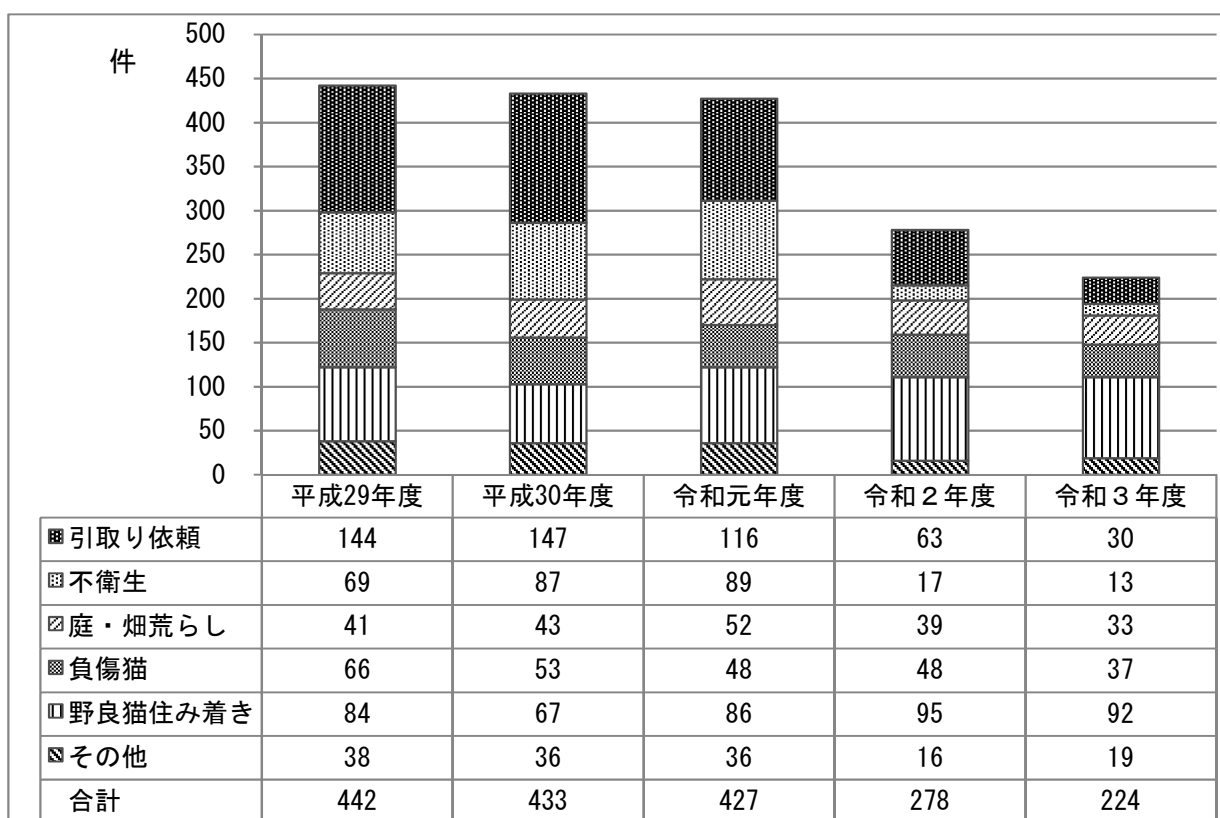
ウ 猫の適正飼養に関する普及啓発、指導

センターに寄せられる猫に関する相談の多くは、飼い主のいない猫の住み着きに関する事、庭を荒らされるといった被害。ふん尿等の衛生面に関する事とであり、ほとんどが野良猫や屋外で飼育されている猫に起因するものです（表2「猫に関する相談件数」）。

センターでは、飼い主等に対して名札等による所有者の明示を促すとともに、屋内飼養を推奨する指導を行っています。

また、飼い主のいない猫を増やさないために、無責任な餌やりの防止、必要に応じた不妊去勢手術の実施等について啓発を行っています。

表2 猫に関する相談件数



※ 令和2年度から集計方法を変更したため、令和元年度以前は参考数値。

2 動物の引取り及び収容に関する業務

『動物愛護管理法』や『狂犬病予防法』、『動物愛護管理条例』等に基づき、放れている犬の捕獲、飼い主からの犬・猫の引取り、負傷したペットの収容等の業務を行っています。

(1) 放れている犬の捕獲

飼い主の元から逸走した等、放れている犬については、市民の安全確保のため、『動物愛護管理条例』に基づいてセンターで捕獲し、収容しています（第5章 表20「犬の捕獲依頼等件数」）。

収容した犬については飼い主に返還するため収容の翌日から5日間公示し、また、ホームページにも情報を掲載しています。

(2) 所有者の判明しない犬又は猫の引取り

『動物愛護管理法』に基づき、市民等が保護した所有者の判明しない犬又は猫の引取りを行っています。

(3) 飼い主からの犬・猫の引取り

『動物愛護管理法』に基づき、飼い主が様々な事情により飼えなくなった犬・猫の引取りを行っています。

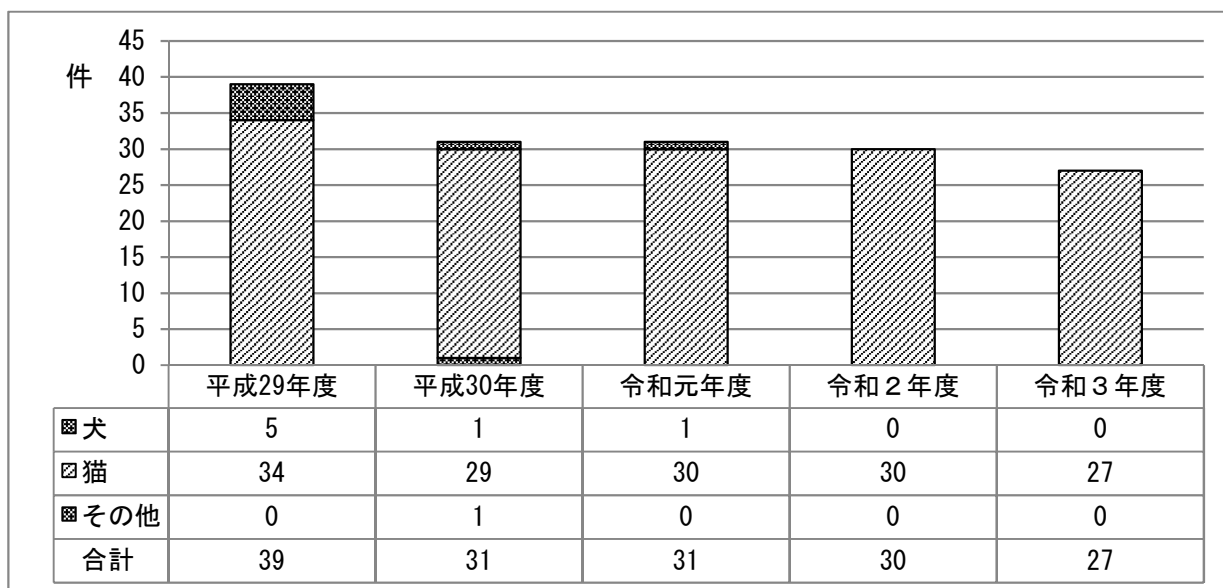
ただし、同法では、終生飼養の原則に鑑みて、犬・猫の所有者が引取りを求める相当の事由がないと認められる場合には引取りを拒否できることとなっています。そのため、犬・猫の年齢や性格を理由とした引取りや、譲渡先を見つけるための取り組みを行っていない場合の引取りは行わず、飼養継続のための助言や、「飼い主さがしノート」を利用して新しい飼い主を探すよう指導する等、安易な飼養放棄が行われないよう努めています（(6)動物情報交換支援事業（飼い主さがしノート））。

(4) 負傷又は疾病にかかった飼い主不明のペット（負傷動物）の収容・治療

『動物愛護管理法』に基づき、道路、公園、その他公共の場所において、負傷又は疾病にかかった飼い主不明のペット（負傷動物）の収容を行っており、夜間や休日等も対応しています。

なお、収容した負傷動物の応急処置等は、センターや必要に応じて札幌市が委託している動物病院で実施しています（表3「市内動物病院への負傷動物応急治療委託件数」）。

表 3 市内動物病院への負傷動物応急治療委託件数



(5) 犬・猫の収容及び返還・譲渡等の状況

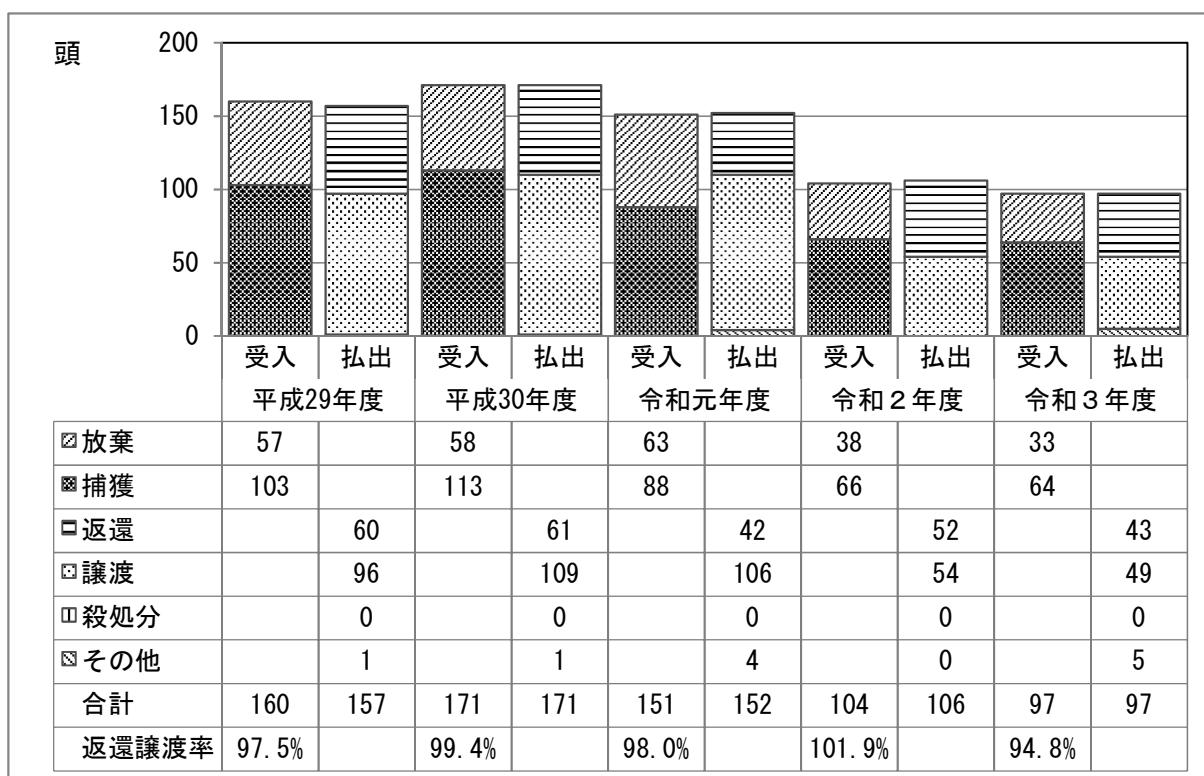
飼い主が見つからなかった迷子の犬・猫や、やむを得ない理由で放棄された犬・猫については、やむを得ない場合を除き殺処分は行わず、新たな飼い主を募集しています。

センターでは、これまでの取り組みの結果、犬は平成26年（2014年）度以降、殺処分数0頭が続いています。

また、猫については、負傷・疾病の回復の見込みがない猫に対する安楽殺や、他の動物への感染症まん延防止の目的の殺処分を数匹実施したのみに留まっており、令和3年度の殺処分数は4匹でした。

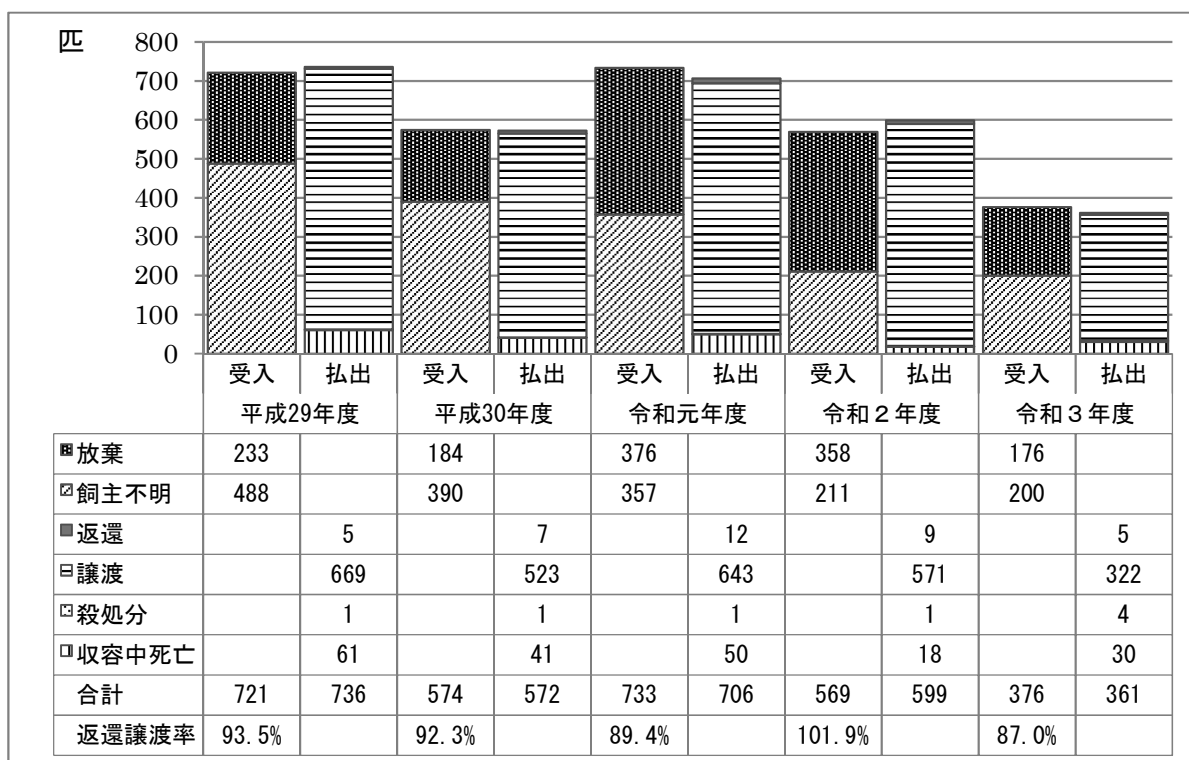
犬・猫の収容及び返還・譲渡等の状況は、表4、表5のとおりで、近年は受入数・払出数共に漸減傾向にあります。

表 4 犬の収容及び返還・譲渡等の状況



※ 繰り越し分を含むため、返還譲渡率は100%を超える場合がある。

表 5 猫の収容及び返還・譲渡等の状況



※ 繰り越し分を含むため、返還譲渡率は100%を超える場合がある。

(6) 動物情報交換支援事業（飼い主さがしノート）

飼養する動物を譲りたい方と、新たに動物を飼いたい方との情報交換を支援するため、譲りたい動物の情報を掲載した「飼い主さがしノート」を設置し、本所・支所の窓口やホームページで閲覧できるようにしています（第5章 表21「動物情報交換支援事業（飼い主さがしノート）実績」）。

なお、令和3年（2021年）4月からは犬・猫以外の哺乳類、鳥類、爬虫類についても掲載対象としております。

(7) 災害対策

札幌市では、北海道や道内の中核市、公益社団法人北海道獣医師会、北海道愛玩動物協会と協定を結び、災害が発生した場合の救援体制等を整えています。

また、災害対策は飼い主による日ごろからのしつけや避難生活に向けた備えが最も重要であることから、センターでは「犬と猫の防災手帳」を制作し無料で配布している他、加えて本市主催の防災訓練等へ参加するなどして、ペットの災害対策について周知・啓発を図っています（図5「犬と猫の防災手帳」）。



図5 犬と猫の防災手帳

3 動物取扱業に関する業務

『動物愛護管理法』に基づき、動物取扱業に関する登録事務を所掌しており、施設への立ち入り検査による飼養施設や飼養方法等についての確認・指導を行っているほか、動物取扱責任者を対象とした研修会を開催し、遵守事項等について周知・指導しています。

なお、センターのホームページや窓口で、第一種動物取扱業施設の一覧を公開しています（第5章 表22「動物取扱業の登録状況」）。

4 特定動物の飼養・保管許可に関する業務

『動物愛護管理法』に基づき、人や財産に危害を加える恐れのある危険な動物（特定動物）の飼養及び保管に関する許可事務を所掌しており、施設への立ち入り検査を行い、飼養施設や飼養方法等についての確認を行うとともに飼養者への指導を行っています（第5章 表23「特定動物の飼養許可数」）。

5 人と動物の共通感染症等に関する業務

人と動物の共通感染症は、狂犬病や高病原性鳥インフルエンザ等、世界中に200種類以上が知られています。

国内においてもペットのインコによるオウム病や爬虫類によるサルモネラ症等による多数の健康被害が発生しており、ペットブームの陰で感染症の脅威が増大しています。

センターでは、獣医師会等の関係機関や団体と情報交換や連携を図りながら、人と動物を感染症から予防するとともに、まん延を防止するための予防対策事業や普及啓発事業等を行っています。

(1) 狂犬病予防業務

狂犬病は日本、英国、オーストラリア、ニュージーランド等の一部の国を除いて、全世界に分布しています。平成25年（2013年）には清浄国であった台湾において野生のイタチアナグマの狂犬病の発生が確認されました。

また、令和2年（2020年）には海外で犬に咬まれて感染した人が、日本に帰国後、狂犬病を発症して死亡する事例がありました。

このため、日本においても、対策の徹底が求められています（図6「厚生労働省作成ポスター」）。



図6 厚生労働省作成ポスター
（保健所、動物病院等に掲示）

ア 犬の登録及び狂犬病予防注射に関する普及啓発、指導

狂犬病の発生予防等を目的とした『狂犬病予防法』により、犬の所有者には犬の登録と、毎年4月～6月の狂犬病予防注射が義務付けられています（令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和4年12月31日までの猶予とされています）。

しかしながら、札幌市内における接種率は7割前後でやや減少傾向にあり、さらなる普及啓発が必要です。

センターでは、登録されている犬の飼い主に対し、毎年4月に予防注射案内を送付しているほか、「広報さっぽろ」やホームページ上で犬の登録や狂犬病予防の重要性について啓発しています。

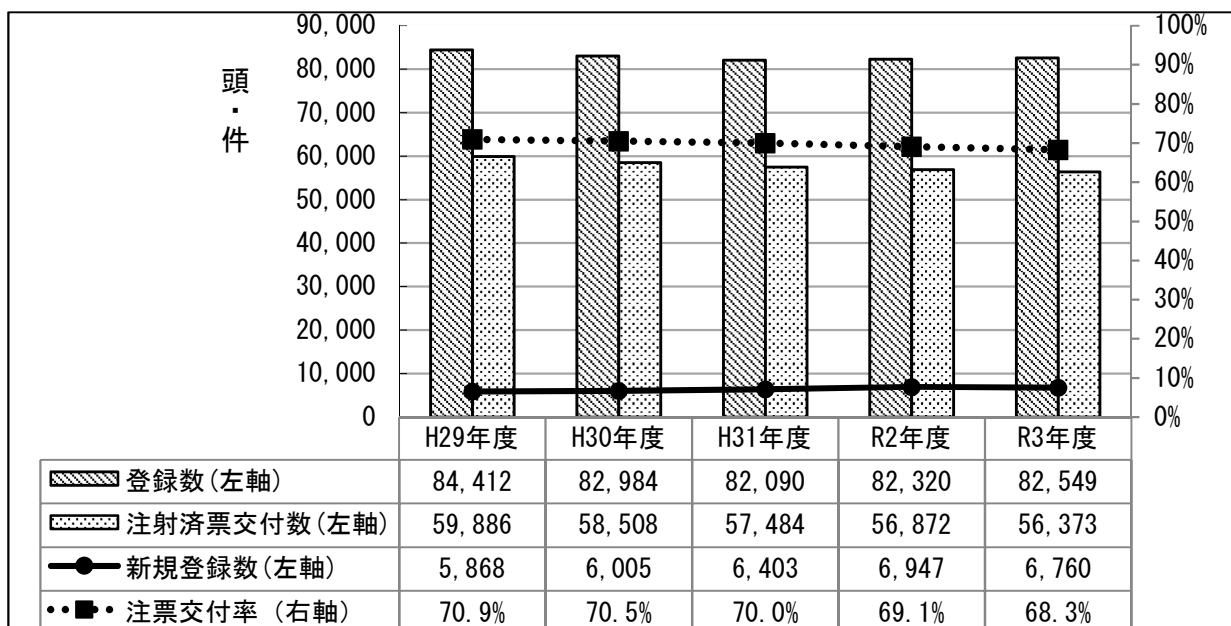
また、狂犬病予防注射の大切さについて広く周知するため、公益社団法人北海道獣医師会や北海道と共催で、普及啓発イベント「知っていますか、予防していますか？狂犬病」を、毎年5月に札幌駅前通地下歩行空間（チ・カ・ホ）で開催しています（令和3年度は中止）。

イ 犬の登録及び鑑札・狂犬病予防注射済票の交付等

センターでは、犬の登録、鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付等に関する業務を行っています。

なお、犬の登録に伴う鑑札の交付や狂犬病予防注射済票の交付については、センターのほか、保健所、各区保健センター、札幌市内の多くの委託動物病院でも手続きが可能となっています。

表6 犬の登録頭数・狂犬病予防注射数



(2) エキノコックス症対策業務

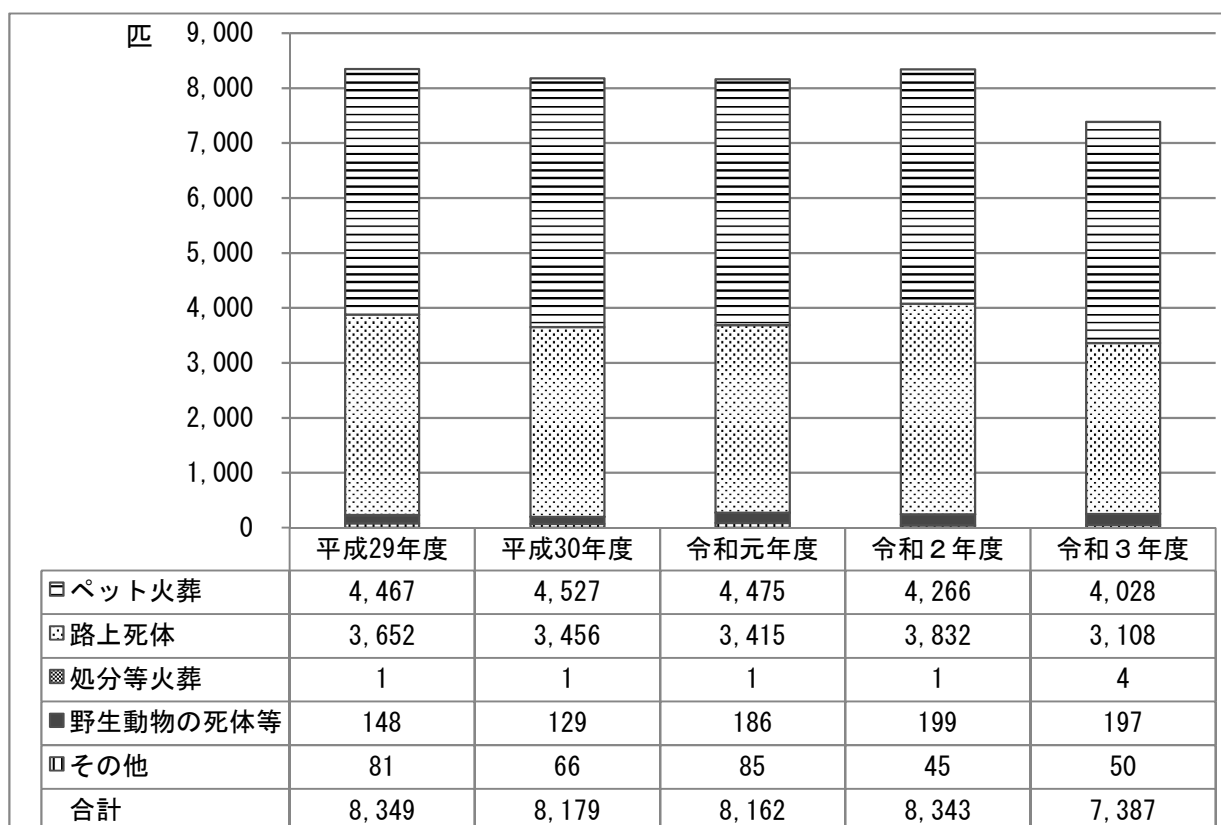
エキノコックスの媒介動物であるキツネの感染状況と、同症の広がりを把握することを目的として、『札幌市エキノコックス症対策実施要領』に基づき、札幌市内で回収されたキツネの死体を検体として北海道立衛生研究所に提供し、市内におけるまん延状況等を把握するようにしています。

6 その他の業務

(1) 死亡した動物の火葬

市民のペットを有料で火葬しているほか、路上等の公共の場所で死亡していた動物を火葬しています（表7「動物火葬件数」）。

表7 動物火葬件数



(2) マムシ対策業務

住宅地にマムシが現れ、また、市民に危害を及ぼす恐れのある場合は、『札幌市マムシ対策要領』に基づき、駆除を行っています（第5章 表24「マムシ捕獲件数」）。

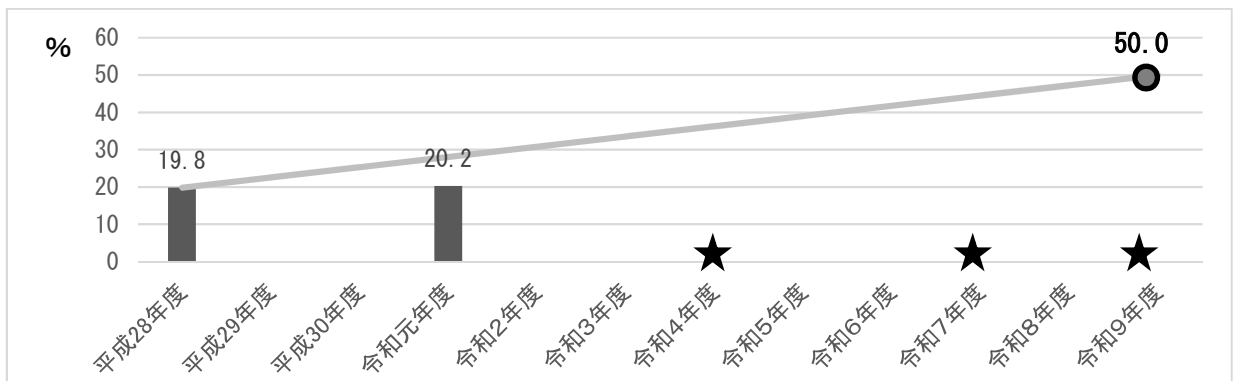
第4章 札幌市動物愛護管理推進計画の進捗状況

平成30年（2018年）4月に策定した『推進計画』では、施策の効果を判定するための指標として、以下の事項について数値目標を設置し、達成を目指しています。

1 動物愛護精神の普及啓発に関する数値目標

(1) 動物愛護の精神が広まっていると思う人の割合

（表8）目標値：50%以上

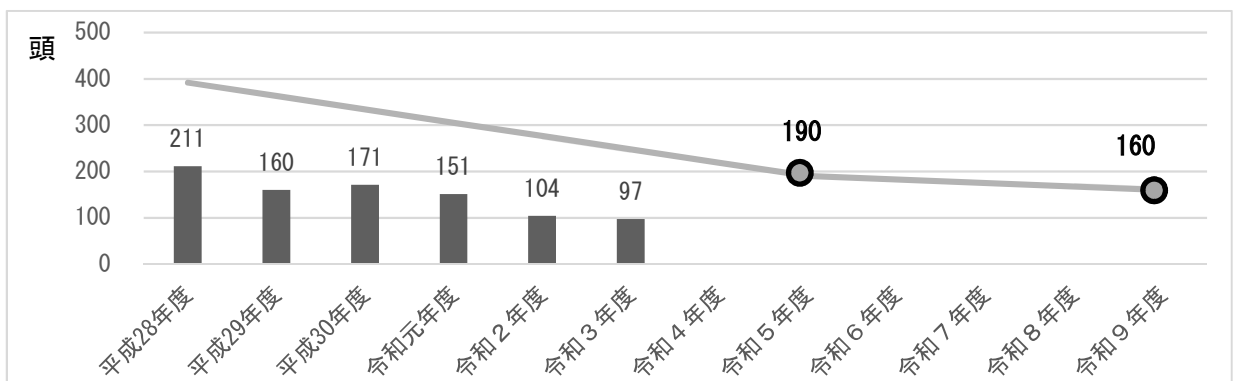


※ 2～3年ごと（★の年度）にアンケートを実施する予定

2 動物の適正管理・福祉向上に関する数値目標

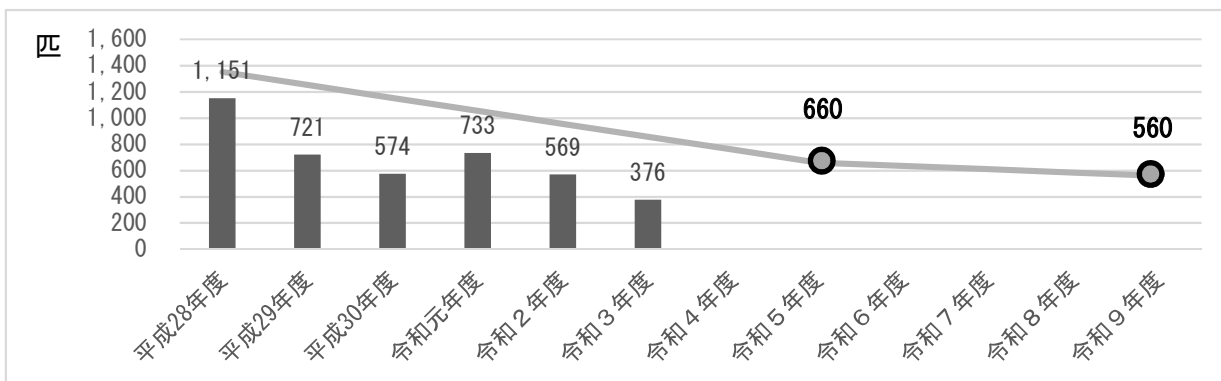
(1) 犬の引取り数

（表9）目標値：190頭以下（令和5年度）、160頭以下（令和9年度）



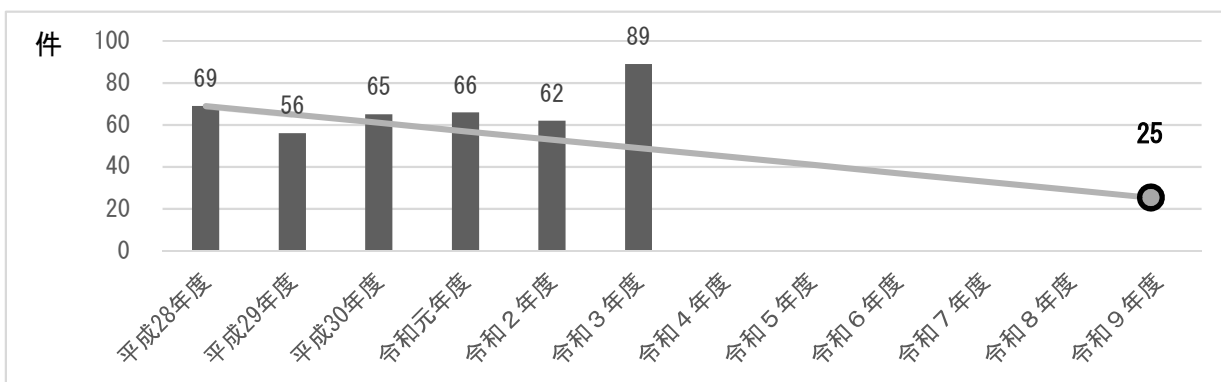
(2) 猫の引取り数

(表 10) 目標値：660 匹以下（令和 5 年度）、560 匹以下（令和 9 年度）



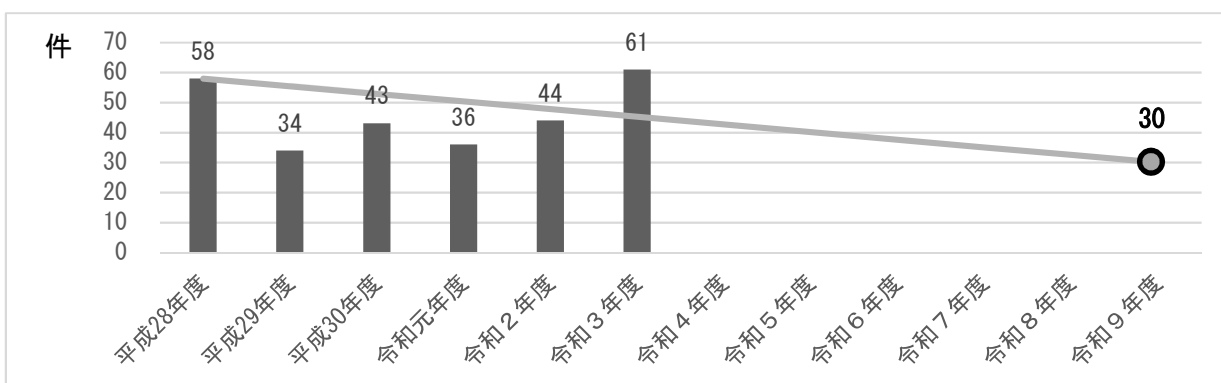
(3) 犬による咬傷事故件数

(表 11) 目標値：25 件以下



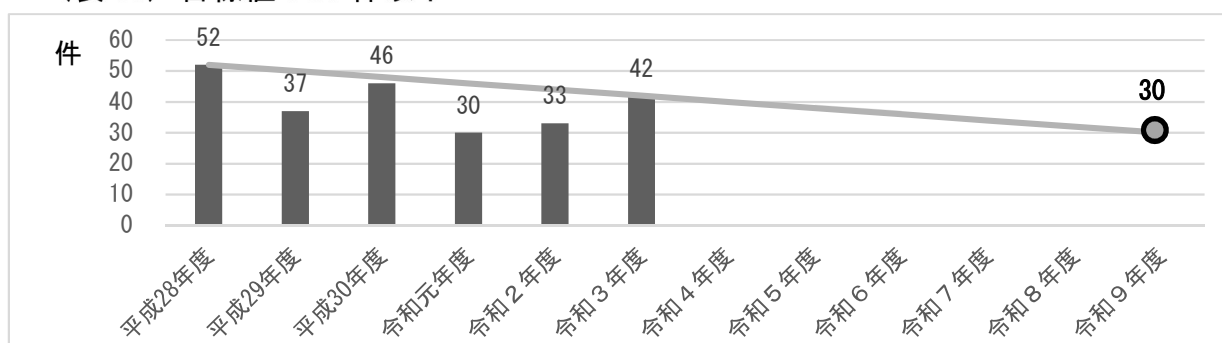
(4) 犬に関する相談件数（不衛生）

(表 12) 目標値：30 件以下



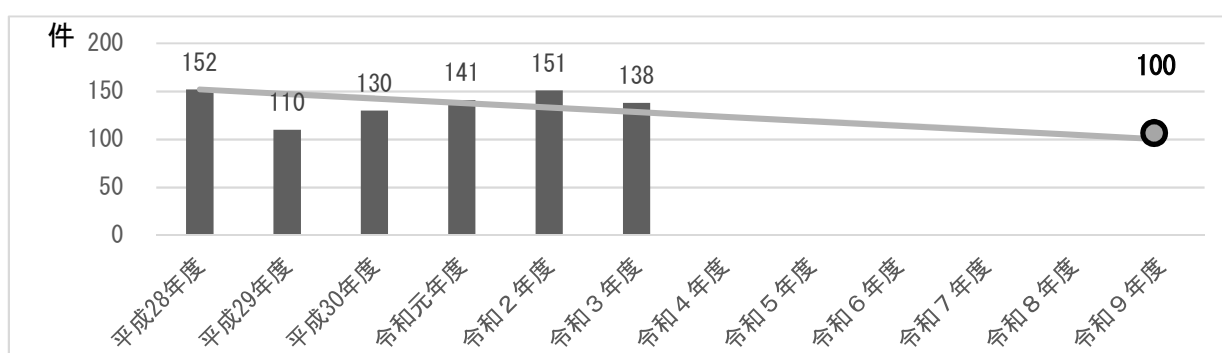
(5) 犬に関する相談件数（放し飼い）

（表 13）目標値：30 件以下



(6) 猫の苦情相談件数（不衛生、庭・畑荒らし）

（表 14）目標値：100 件以下



3 動物愛護管理に関わる推進体制の整備に関する数値目標

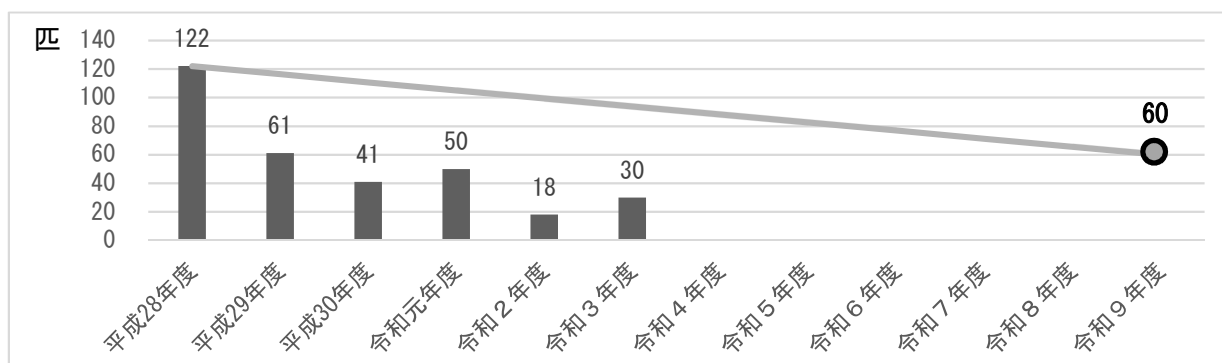
(1) 犬の殺処分数（目標値：0 頭）

平成 26 年（2014 年）度以降、殺処分数 0 頭を継続しています。

※ 猫については、負傷・疾病の回復の見込みがない猫に対する安楽殺や、他の動物への感染症まん延防止の目的の殺処分を数匹実施したのみに留まっています。

(2) 猫の収容中死亡数

（表 15）目標値：60 匹以下



第5章 資料

1 業務関係統計

表 16 どうぶつあいご教室、出前講座開催実績

●どうぶつあいご教室

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
開催施設数	25	22	29	0	3
参加者数	1,318	959	1,337	0	68

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和 3 年度は一部を中止

●出前講座（①動物愛護講習会 ②いのちの教室 ③ペットの災害対策）

年 度		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
①	実施数	0	1	1	2	1
	参加者数	0	17	20	35	40
②	実施数	2	3	7	2	1
	参加者数	770	52	652	60	13
③	実施数	－	1	2	0	0
	参加者数	－	17	270	0	0

※ ペットの災害対策は、平成 30 年度に新設

※ 令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部を中止又は規模を縮小して実施

表 17 施設見学受入件数

年 度	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
団体見学 (学生等)	団体 数	参加 人数	団体 数	参加 人数	団体 数	参加 人数	団体 数	参加 人数	団体 数	参加 人数
	12	274	14	222	17	279	7	60	5	82
一般見学等 (人)	6,020		5,654		5,545		4,988		4,417	
見学者数計 (人)	6,294		5,876		5,824		5,048		4,499	

表 18 警告書による飼い主への指導件数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
警告書交付件数	103	114	89	89	97

※ 平成 23 年度以降の措置命令件数、告発件数はいずれも 0 件

表 19 咬傷事故探知件数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
探知件数	56	65	66	62	89

表 20 犬の捕獲依頼等件数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
捕獲依頼等件数	142	140	110	102	93
収容数	103	113	88	66	64

表 21 動物情報交換支援事業（飼い主さがしノート）実績（匹数）

年 度		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
犬	情報掲載数	52	35	33	53	36
	飼い主決定数	22	19	12	36	25
	飼い主決定率	42.3%	54.3%	36.4%	67.9%	69.4%
猫	情報掲載数	92	107	121	78	100
	飼い主決定数	46	22	32	29	40
	飼い主決定率	50.0%	20.6%	26.4%	37.2%	40.0%
その他の	情報掲載数	—	—	—	—	13
	飼い主決定数	—	—	—	—	9
	飼い主決定率	—	—	—	—	69.2%
情報閲覧登録者数		137	138	92	157	157

※ 令和 3 年度から犬・猫以外の哺乳類、鳥類、爬虫類についても掲載対象とした。

表 22 動物取扱業の登録状況

●第一種動物取扱業

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
販売	323	310	317	306	311
保管	395	395	416	425	433
貸出し	9	11	11	10	11
訓練	56	56	57	54	57
展示	54	56	55	50	47
競りあっせん	2	2	2	2	3
譲受飼養	2	3	3	4	4
登録数 計	841	833	861	852	866
施設数 計	636	678	687	684	689

●第二種動物取扱業

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
譲渡し	18	24	28	25	29
保管	5	9	12	12	12
貸出し	5	5	5	5	5
訓練	1	2	2	2	2
展示	6	7	7	7	7
届出数 計	35	47	54	51	55
施設数 計	18	25	29	27	32

表 23 特定動物の飼養許可数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
個人	28	22	20	17	14
法人	31	28	31	33	34
教育機関等	2	1	1	1	1
動物園	33	34	34	35	35
許可数 計	94	85	86	86	84
施設数 計	24	22	22	21	20

表 24 マムシ捕獲件数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
捕獲件数	4	6	2	9	3

2 施設概要

(1) 動物管理センター本所

【住所】西区八軒9条東5丁目1-31

【開設】昭和46年（1971年）4月（昭和60年（1985年）12月庁舎改築）

【所掌業務】業務の管理、動物の飼養に関する相談対応等

敷地面積 2,300 m²

建築床面積 713 m²

事務室	96 m ²
会議室	56 m ²
車庫	150 m ²
その他	411 m ²



図6 本所外観

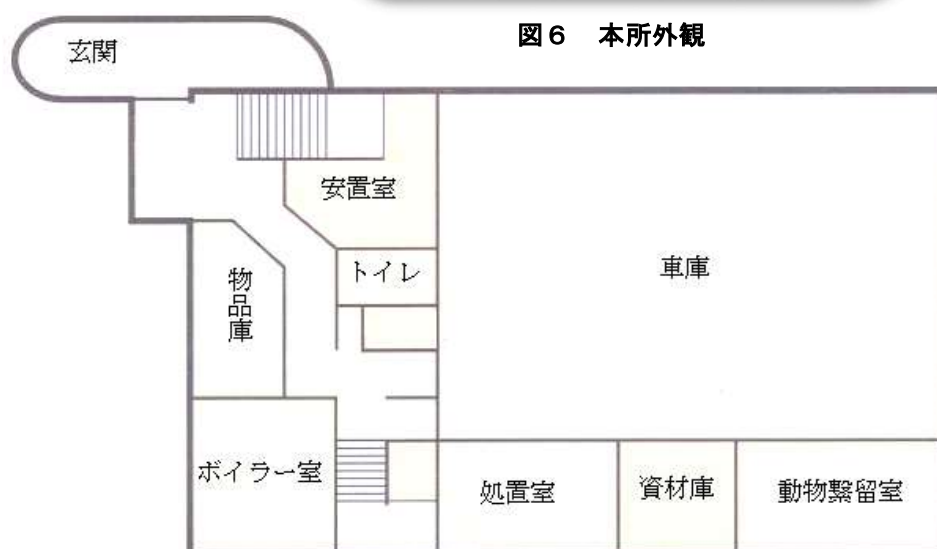


図7 本所1階平面図

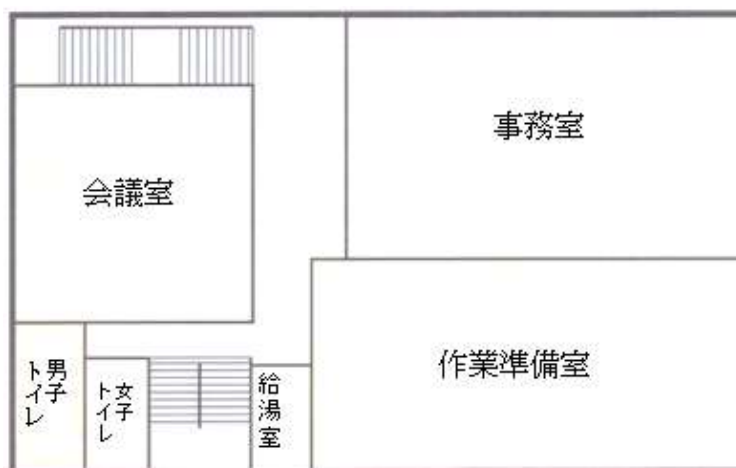


図8 本所2階平面図

【住所】 北区篠路町福移 156 番地

【所掌業務】動物の収容・管理、譲渡、火葬等

敷地面積	9,907 m ²
建築床面積	552 m ²
事務室	26 m ²
動物管理部門	201 m ²
火葬炉室	157 m ²
その他	168 m ²



図9 支所外觀



图 10 支所平面图



図 11 動物慰霊碑
(いつでもお参りができます)

3 手数料等

(1) 札幌市証明等手数料条例（昭和 21 年条例第 15 号、平成 12 年 4 月 1 日改定）

項目	手数料の額
ア 狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)の規定に基づく犬の登録	3,200 円
イ 狂犬病予防法の規定に基づく狂犬病予防注射済票の交付	700 円
ウ 狂犬病予防法施行令(昭和 28 年政令第 236 号)の規定に基づく犬の鑑札の再交付(鑑札の引換交付の場合を除く。)	1,800 円
エ 狂犬病予防法施行令の規定に基づく狂犬病予防注射済票の再交付	400 円

(2) 札幌市動物の愛護及び管理に関する条例（平成 28 年条例第 22 号）

区分	手数料の額
ア 法第 10 条第 1 項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録	15,000 円
イ 法第 13 条第 1 項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録の更新	10,500 円
ウ 法第 26 条第 1 項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管に係る許可	20,000 円
エ 法第 10 条第 1 項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録に係る登録証又は法第 26 条第 1 項の規定に基づく特定動物の飼養若しくは保管の許可に係る許可証の再交付	1,100 円
オ 法第 28 条第 1 項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管に係る許可事項の変更の許可	14,000 円
カ 法第 35 条第 1 項の規定による犬又は猫の引取り	2,100 円
キ 第 19 条第 1 項の規定により捕獲させた飼い主のいる犬、法第 35 条第 3 項の規定により引き取った犬又は法第 36 条第 2 項の規定により収容した犬の返還	6,500 円 +400 円／日
ク 法第 35 条第 3 項の規定により引き取った猫又は法第 36 条第 2 項の規定により収容した猫の返還	4,300 円 +300 円／日

(3) 札幌市狂犬病予防法施行細則（昭和 25 年規則第 75 号、平成 28 年 10 月 1 日改定）

区分	手数料の額
ア 狂犬病予防注射の費用	2,490 円
イ 抑留犬の飼養管理費用	400 円
ウ 抑留犬の返還費用	6,500 円

(4) その他の収入

ア 動物の火葬料（平成 12 年 3 月 23 日改定）

動物の種類 〔 表中に該当しない動物については、 体型等により下記料金単価を準用します。〕	料金
犬、猫、タヌキ、キツネ、アライグマ	5,100 円
ウサギ、猿	3,400 円
ニワトリ、アヒル、ハト、ヘビ、トカゲ、 フェレット、カラス、プレーリードッグ、 トンビ、カモ、キジ、イタチ、ミンク、 テン、イグアナ、ヤモリ	1,700 円
小鳥、ハムスター、カメ、モルモット、 ネズミ、リス、生後 3 ヶ月未満の哺乳類（羊 や豚などの家畜種を除く）、ハリネズミ、 モモンガ、チンチラ、サンショウウオ、 イモリ、カエル、動物の遺骨の埋葬	850 円
その他（牛、馬、豚、山羊、めん羊等）	（＊）

* 1 頭につき 15 kg まで 5,100 円、5 kg 増す毎に 1,700 円

（5 kg 未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算する）

* 令和 3 年に料金区分を整理

イ 犬・猫の引取り費用（平成 12 年 4 月 1 日改定）

単位	料金
1 頭につき	2,100 円

ウ 戸口引取り費用（平成 12 年 4 月 1 日改定）

単位	料金
1 件につき	2,100 円

※ 飼えなくなった犬・猫を飼い主宅等まで出向いて引取る際に徴収する費用

4 札幌市動物管理センターの歩み

昭和 46 年	4 月	「札幌市環境衛生事業所」開設（公衆衛生部所属） 畜犬対策係、消毒係の 2 係、25 名で業務開始
	6 月	「草刈対策業務」開始（平成 14 年 4 月区に移管）
	8 月	「渇水対策業務」開始（昭和 60 年 4 月廃止）
昭和 47 年	3 月	『札幌市畜犬取締り及び野犬掃とう条例』施行
	4 月	係の名称変更（事業係、事務係）
昭和 48 年	4 月	「福移支所」開設
昭和 49 年	4 月	『動物の保護及び管理に関する法律』施行 3 係体制（事務係、業務係、福移支所）
昭和 51 年	12 月	福移支所に炭酸ガス殺処分機設置
昭和 55 年	5 月	食品パトロール係新設、事務係廃止
	10 月	『北海道危険動物飼養規制条例』施行
昭和 56 年	8 月	「畜犬不妊（去勢）手術費助成事業」開始（昭和 62 年 3 月廃止）
昭和 57 年	4 月	「畜犬不妊（避妊）手術費助成事業」開始（昭和 62 年 3 月廃止）
昭和 58 年	4 月	機構改革により衛生管理部に所属替 係の名称変更（業務係が管理係となる）
	5 月	食品パトロール係を廃止し、衛生管理部環境食品課へ統合
	9 月	北海道動物愛護フェスティバル実施（総理府、北海道共催）
昭和 59 年	5 月	「子犬・子猫の里親さがし事業」開始（平成 20 年 9 月廃止）
昭和 60 年	12 月	庁舎改築（処置室等整備）
昭和 61 年	4 月	「札幌市動物管理センター」に名称変更 福移支所の係体制を廃止し、本所に指導係設置 福移支所業務の一部を民間委託 畜犬台帳の電算化
	5 月	「伝染病患者収容業務」を保健所へ移管
	6 月	「草刈り機整備業務」民間委託
昭和 62 年	4 月	「マムシ対策業務」開始
平成元年	4 月	機構改革により環境管理部所属
	9 月	「猫不妊（避妊）手術費助成事業」開始（平成 7 年 3 月廃止）
平成 5 年	7 月	「動物ふれあい教室事業」開始
平成 7 年	4 月	『狂犬病予防法』改正施行（一生涯一回登録）
	6 月	機構改革により生活衛生部に所属替
平成 10 年	4 月	衛生局と民生局が統合され保健福祉局を設置
平成 12 年	12 月	『動物の愛護及び管理に関する法律』改正施行 福移支所の建替え及び周辺整備事業の工事着工
平成 13 年	4 月	指導担当課長配置（指導係長事務取扱）
	12 月	福移支所使用開始
平成 14 年	2 月	旧福移支所解体

平成 15 年	4 月	『札幌市と畜場法施行条例』施行 犬・猫の研究用分譲を廃止 動物管理センターのＨＰ開設
	8 月	『札幌市と畜場法施行条例』改正施行
平成 16 年	4 月	動物病院における負傷ペットの応急的治療の開始
	9 月	「第 1 回動物愛護フェスティバル」（一般社団法人札幌市小動物獣医師会主催）の後援（動物愛護週間事業）
平成 17 年	5 月	野外狂犬病予防注射（集合注射）の廃止
	9 月	「第 2 回動物愛護フェスティバル」開催（一般社団法人札幌市小動物獣医師会と共催。以後、令和元年度まで毎年開催）（動物愛護週間事業）
平成 18 年	6 月	『動物の愛護及び管理に関する法律』改正施行 （動物取扱業登録・特定動物飼養許可に係る事務開始） 「動物ふれあい教室」を「動物愛護教室」に変更
平成 20 年	4 月	機構改革により保健所に所属替
平成 21 年	5 月	「犬・猫情報交換支援事業（犬・猫飼い主さがしノート）」開始
平成 22 年	1 月	「犬・猫飼い方教室事業」開始（平成 26 年 3 月廃止）
平成 23 年	9 月	「動物愛護推進員制度」開始
	5 月	福移支所土曜開庁試行実施（5 月～10 月、第 2 土曜日）
平成 25 年	4 月	「土曜開庁（4 月～11 月、第 2、4 土曜日 10 時～12 時）」開始
	9 月	『動物の愛護及び管理に関する法律』改正施行
平成 26 年	2 月	「札幌市動物愛護管理のあり方検討委員会」設置
	4 月	「ボランティア譲渡制度」開始
	6 月	「公園散歩講座事業」開始（公益社団法人札幌市公園緑化協会、北海道愛玩動物協会と共催）
	9 月	「リードをつないで楽しくお散歩キャンペーン」開始
	11 月	札幌市動物愛護管理のあり方検討会、提言書を市長に手交
平成 27 年	5 月	『札幌市動物愛護管理基本構想』策定
	6 月	「札幌市動物愛護センター新設に関する陳情」受理
平成 28 年	2 月	「札幌市動物愛護センター新設に関する陳情」採択
	4 月	「札幌市動物愛護管理推進協議会」設置
	9 月	「第 1 回人とペットの暮らし広場」開催（動物愛護フェスティバルから改称）
	10 月	『札幌市動物の愛護及び管理に関する条例』施行
平成 29 年	5 月	「第 1 回狂犬病予防啓発イベント」開催（北海道、公益社団法人北海道獣医師会と共催。以後、令和元年度まで毎年開催）
	6 月	環境犯罪対策推進連絡会議に参加
	9 月	「災害時動物救護ボランティア制度」開始
平成 30 年	4 月	『札幌市動物愛護管理推進計画』策定
	5 月	「犬と猫の防災手帳」作成
	8 月	北海道大学大学院獣医学研究院獣医学部と連携協定の締結

平成 31 年	3 月	「動物愛護ボランティア制度」開始 「動物愛護管理の推進に関する市民団体登録制度」開始 「リードをつないで楽しくお散歩キャンペーン」を「犬のお散歩マナー向上キャンペーン」に改称
令和 2 年	6 月	札幌市「飼い主のいない猫への対応ガイドライン」策定
令和 3 年	4 月	「犬・猫飼い主さがしノート」の犬・猫以外の哺乳類、鳥類、爬虫類も掲載対象とし、名称を「飼い主さがしノート」に改定

SAPPORO

札幌市動物管理センター 令和4年度 事業概要（令和3年度統計）

令和4年10月 発行

札幌市動物管理センター

〒063-0869 札幌市西区八軒9条東5丁目1番31号

電話 011-736-6134

FAX 011-736-6137

札幌市動物管理センター福移支所

〒002-8055 札幌市北区篠路町福移156番地

電話 011-791-1811

FAX 011-791-7969



さっぽろ市
01-F06-22-1982
R4-1-134